

## 農業者の方々へ

# 寒河江市やまがた農地リフレッシュ&アクション事業と遊休農地有効活用事業のご紹介

### ◆寒河江市は遊休農地の解消を支援しています。

遊休農地解消の事例：大字高屋字高崎地内農地の再生（令和3・4年度）

【再生前】



【再生後】



### 遊休農地解消の市施策

#### ■やまがた農地リフレッシュ&アクション事業

- ・県と市が共に補助して支援する事業
- ・新規就農者、中心経営体等対象
- ・農振農用地区域内の遊休農地対象
- ・補助率 補助対象事業費の2分の1
- ・再生、営農定着、粗放的利用対象
- ・事業費200万円未満対象

#### ■遊休農地有効活用事業

- ・市が単独で補助により支援する事業
- ・市内外の農業者が対象
- ・市内にある遊休農地対象
- ・対象事業費と「10a当り基本単価（円）×作業面積（a）の合計額」のいずれか低い額
- ・再生作業対象

### 遊休農地解消の効果

- ◎遊休農地とは、現に耕作されておらず、今後も耕作の用に供されないと見込まれる農地です。解消の効果は次があげられます。
- 野生鳥獣や病害虫による近隣の農地に対する被害の発生防止と解消
- 農地の集積や集約化の促進
- 周辺住民の良好な生活環境の維持
- 優良農地の確保と有効利用促進等

※補助金（交付金）の申請には要件に該当することが必要です。

※遊休農地解消に取り組まれる方又は関心がある方は下記にご相談ください。

#### 【お問い合わせ先】

寒河江市農業委員会事務局総務係担当  
電話 0237-85-1795(直通)又は  
0237-86-2111(内線329)